「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

〇 企業間の連携

当行は、地域社会の発展および持続可能な社会の実現に向けて、取引先の事業内容の理解、成長可能性の分析を行い適正に評価をする「事業性評価」に基づく支援の充実を図ってまいります。併せて、取引先へのヒアリングを通じて、課題認識やニーズ把握を行い、金融支援のみならず、事業承継や販路拡大に繋がるビジネスマッチング等の本業支援についても積極的に取り組んでまいります。

また、取引先の様々な課題に対応できるよう、当行関連会社および提携企業、外部機関との連携の強化を図り、多角的な支援を実現してまいります。

O IT 実装支援

当行は、取引先の IT ツール等を活用した生産性向上、業務の効率化に向け、訪問およびヒアリング等を通じてお客様の抱える課題を明らかにし、提携企業と共に DX 化支援に積極的に取り組んでまいります。

〇 グリーン化の取組

当行は、地域脱炭素化の実現に向け、グリーンローン等を活用した金融支援に加え、当行子 会社および提携企業との連携を通じて、取引先の脱炭素化支援を積極的に行ってまいります。

また、自治体との連携や再生可能エネルギー事業等への投融資および参画を通じて、地域脱炭素化の機運向上を目指し、取り組んでまいります。

〇 健康経営に関する取組

当行が策定した「健康宣言」に基づき、「からだの健康づくり」「こころの健康づくり」および「職場の健康づくり」を三本柱として健康経営に取り組んでおります。より一層、お客様の支援に注力するためにも、全従業員の健康維持・増進に努めてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の 負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

当行コアバリュー(経営理念)である「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」およびパーパス(存在意義)である「地域力の向上」の実現を目指し、本宣言に則り地元企業への支援に注力することで、地域社会の持続的な成長の実現に、当行役職員一丸となって尽力してまいります。

なお、政府の方針である、2026 年度末の「紙の手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、当行取引先企業の手形・小切手の電子化に向けた支援を行ってまいります。

また、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携に向けて、お取引先への「パートナーシップ構築宣言」の制定を推奨し、当行のステークホルダーの皆様と共に適正な商取引慣行の遵守に向け取り組んでまいります。

2024年2月8日

(2024年11月25日:改定)

株式会社東北銀行 代表取締役頭取 佐藤健志 企業 名 役職・氏名(代表権を有する者)